手続名

高額療養費支給申請手続

担当課・係(連絡先)

保険年金課 (049-251-2711 内線313)

手続説明

・概要

同一月にかかった一部負担金が高額になった場合、自己負担限度額を超え た分を高額療養費として支給します。

・要件

自己負担限度額の適用区分に関しては手続詳細URLをご参照ください。

• 提出期限

診療月の翌月1日から2年以内となります。

必要書類

・マイナンバー確認書類と本人確認書類

⇒以下URLから「マイナンバー確認書類と本人確認書類について」をご覧ください。 https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/mynumber/mynamber_seido/mainanba201410.html

- 国民健康保険被保険者証
- · 国民健康保険高額療養費支給申請書
- ・ 医療機関等の領収書 (該当者のみ)

手続詳細URL

https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi tetsuzuki/03hoken/kokuken/shikaku kyufu/2010-0826-1832-16.html

<u>出張所での取扱い</u> あり 木曜延長・休日開庁の取扱い

あり